

令和3年5月17日

保護者の皆様

金沢市立高尾台中学校
校長 辰巳 豊

**「まん延防止等重点措置」の適用と「石川緊急事態宣言」の期間延長に伴う
新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い（令和3年5月17日時点）**

日頃より、本校の教育活動にご支援・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、5月14日、金沢市は「まん延防止等重点措置を実施すべき地域」に指定され、重点措置が適用されるとともに、「石川緊急事態宣言」の期間が延長されました。

つきましては、以下のとおり金沢市教育委員会より、感染症対策へのご協力についての通知が再度出されましたので、ご家庭においても感染症対策に努めていただきますよう、お願いいたします。

令和3年5月17日

保護者の皆様

金沢市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策へのご協力のお願い（令和3年5月17日時点）

5月14日、金沢市は「まん延防止等重点措置を実施すべき地域」に指定され、重点措置が適用されるとともに、「石川緊急事態宣言」の期間が延長されました。本市においても、子供達の感染増加が続いている状況です。

このような状況下においても、学びの保障のため、学校では一層の感染症対策を講じていきますが、ご家庭におかれましてもご協力をお願いいたします。

■感染予防のための行動

- 1 基本的な感染症対策（3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット）の徹底
- 2 毎朝の健康観察（検温、体調の確認）
- 3 十分な換気、手が触れる場所の消毒
- 4 不要不急の外出自粛など「人との接触機会の低減」に努めること
- 5 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 6 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること など

■学校への連絡等のお願い

お子さまやご家族とともに、以下のいずれかにあてはまる場合は、学校に連絡するとともにお子さまの登校は控え、休養または自宅待機していただくようお願いいたします。

- (1) 発熱等の風邪症状がみられる場合、または受診する場合
- (2) 新型コロナウイルス検査で陽性となった場合
- (3) 保健所から陽性者との濃厚接触者として特定された場合
- (4) 医師等の判断により検査を行った、または行うことになった場合

■差別や偏見の防止

ご家庭においても引き続き、差別や偏見の防止についてご協力をお願いいたします。

※裏面「石川県作成『石川緊急事態宣言』もご覧ください。」